

一般財団法人 洛和まちづくり財団 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 洛和まちづくり財団（以下、「当財団」という）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 当財団が受領する寄附金の種類は次の通りとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 特定寄附金

① 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込に当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金

② 募集特定寄附金 当財団があらかじめ使途を特定して募集する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の募集)

第3条 当財団は常時、一般寄附金を募ることができる。

2 当財団が、募集特定寄附金を募集する場合は、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第4条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附金の受入手続)

第5条 寄附の申込みにあたっては、複数の職員が立ち会うことを原則とする。寄附申込者には当財団が指定する寄附申込書を記入、提出いただき、当財団が保管・管理する。ただし、寄附申込書の提出が困難である場合は、例外的に受け付けた職員によって確認した内容を寄附申込書に記載し、これを保存する。

2 当財団の職員が寄附金を寄附者より直接受けた場合、原則として当該寄附金を改めて当財団へ寄附するものとし、私的に経理してはならない。

3 当財団は寄附金の管理につき、寄附金台帳を作成することとし、その受入状況や使途について適切に管理を行う。

4 本条に定める寄附申込書及び寄附金台帳については、理事長の承認を得なければならない。

(寄附金の使途)

第6条 一般寄附金は、その半額以上を事業目的のために使用するものとする。

- 2 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。
- 3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用するものとする。
- 4 寄附を受けた物品については、その寄附申込書記載の寄附目的に従い、その物品の用途に応じて活用する。なお、固定資産に該当する物品については、寄附受入時の時価をもって固定資産台帳に記載する。

(寄附金受領証明書等の送付)

第7条 寄附を受領したときは、遅滞なく礼状及び寄附金受領証明書を寄附者に送付する。

- 2 前項の寄附金受領証明書には、当財団の目的事業に対する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日、寄附者の住所を記載する。
- 3 発行した寄附金受領証明書については、当財団においても控えを保管する。

(寄附金受領の制限)

第8条 当財団が受領する寄附金が次の各号に該当するとき、若しくはその恐れがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1)法令に抵触するとき
- (2)当財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (3)寄附の対価として当財団、または当財団の理事に関係がある団体からの便宜供与や反対給付を期待することが明らかな者からの寄附
- (4)反社会的勢力に係る者からの寄附
- (5)その他、理事長が当財団の運営上支障があると認める者からの寄附

(募金に係る結果の報告)

第9条 当財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 当財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第10条 当財団は、本規程を当財団のホームページ上にて公開するものとする。

- 2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは理事長が別に定めるものとする。

付則

この規程は、令和7年6月1日より施行する。

< 寄 附 申 込 書 >

一般財団法人 洛和まちづくり財団

理事長 矢野 裕典 殿

住 所

連絡先

氏 名

この度、私は貴財団の公益増進事業の趣旨に賛同し、下記の通り寄附を申し込みます。

寄 附 金 申 込 日	令和	年	月	日
寄 附 金 払 込 日	令和	年	月	日
寄 附 内 容 (✓を付けて下さい)	○指定無し		○指定有り	

(用途制限なく広く公益に当たる事業への寄附)

<u>指 定 無 し</u>	金	円
<u>指 定 有 り</u>	金	円

当財団の定款目的事業を申込書裏面よりご確認いただき、寄附用途のご指定がある場合はご記入ください。

(※当財団への寄附は、寄付金控除の対象外となります。)

(※物品現物の寄附を検討される方は、各施設へお申し出ください。)

まちづくり財団事務局 ← 施設担当者 ※施設指定寄附は各事業部対応の為、別申込書を使用すること。

理事長	財団事務局	施設管理者	施設担当者	受付事業所名

やさしい社会を創造する。



一般財団法人

洛和まちづくり財団

寄附のお願い

平素より洛和会ヘルスケアシステムの活動に格別のご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

私たち洛和会ヘルスケアシステムは、医療・介護・保育・教育の各分野において、地域社会に深く根ざした総合ヘルスケアグループとして歩んでまいりました。

創立以来、私たちが大切にしているのは「いのちを見つめ、健康を支え、暮らしに寄り添う」という理念です。各専門職が持つ高度な技術と誇り、そして地域の皆様への深い感謝の心。これらを結集し、やさしさに満ちた社会の創造に向けて日々努力を重ねております。

これまでの歩みを支えてくださった多くの方々のご厚意に、改めて深く感謝申し上げますとともに、今後も地域医療・介護・保育・教育の更なる充実に向け、皆様からの温かいご支援を賜れましたら幸いです。

寄附金の活用について

当グループでは、皆さま方からのご支援は、「一般財団法人 洛和まちづくり財団」にて受領させて頂いております。皆様からの温かいご支援は、以下の様な事業に活用させて頂きます。

- ・地域社会の健全な発展・振興を目的とする、まちづくり貢献事業への助成
- ・地域に住む皆様の健康及び福祉の向上に資する事業への助成
- ・地域に住む子ども達の健全育成に貢献する事業
- ・地域経済の活性化、雇用創出、地域産業育成事業への助成
- ・地域のインフラ、公共施設の整備や環境保全事業への助成

寄附のお申し込みは、所定の用紙がございます。

お手数ですがお近くの施設、施設職員までお問い合わせ頂けると幸いです。

寄附受付口座(振込主の氏名は寄附申込書と同一にするようお願いいたします)

京都銀行

店番:101 支店名:本店営業部

口座番号:5347974

口座名義:ザイラクワマチヅクリザイダン

一般財団法人 洛和まちづくり財団 事務局

住所:京都市山科区音羽八ノ坪51-4 洛和会本部棟4階

電話:075-593-4304